

「(仮称)十日町インターチェンジ」周辺 土地利用基本構想

概 要 版

平成 29 年 8 月

十日町市

I 構想策定の背景と目的

1 背景

十日町市 I C 周辺の土地利用計画については、平成 15 年に「(仮称) 十日町 I C 周辺土地利用基本構想および基本計画」を策定してから 15 年近くが経過し、この間に大きく変化した社会情勢から見直しが必要となってきました。

一方、上越魚沼地域振興快速道路は、三和安塚道路の一部が開通しており、平成 29 年度に八箇峠道路の一部供用開始が予定されています。なお、八箇 I C より十日町側の整備については、現在、新潟県で事業化に向けた検討が行われている状況です。

2 目的

本構想は、上越魚沼地域振興快速道路による十日町市の高速交通体系を確立するとともに、現在の十日町市の魅力を十分に生かし、将来の世代が誇りを持てる地域とすることを目的として、今後予定される十日町 I C 周辺の秩序ある土地利用の考え方を策定するものです。

3 本構想策定の必要性

上越魚沼地域振興快速道路や十日町 I C 周辺を活用することで十日町市の持つ魅力や豊富な地域資源を最大限生かし、十日町市全体の活力増進や地域振興が図れる土地利用を推進していくもので、本構想がその基本的な方針となります。



図 I-1 上越魚沼地域振興快速道路の区域・整備状況

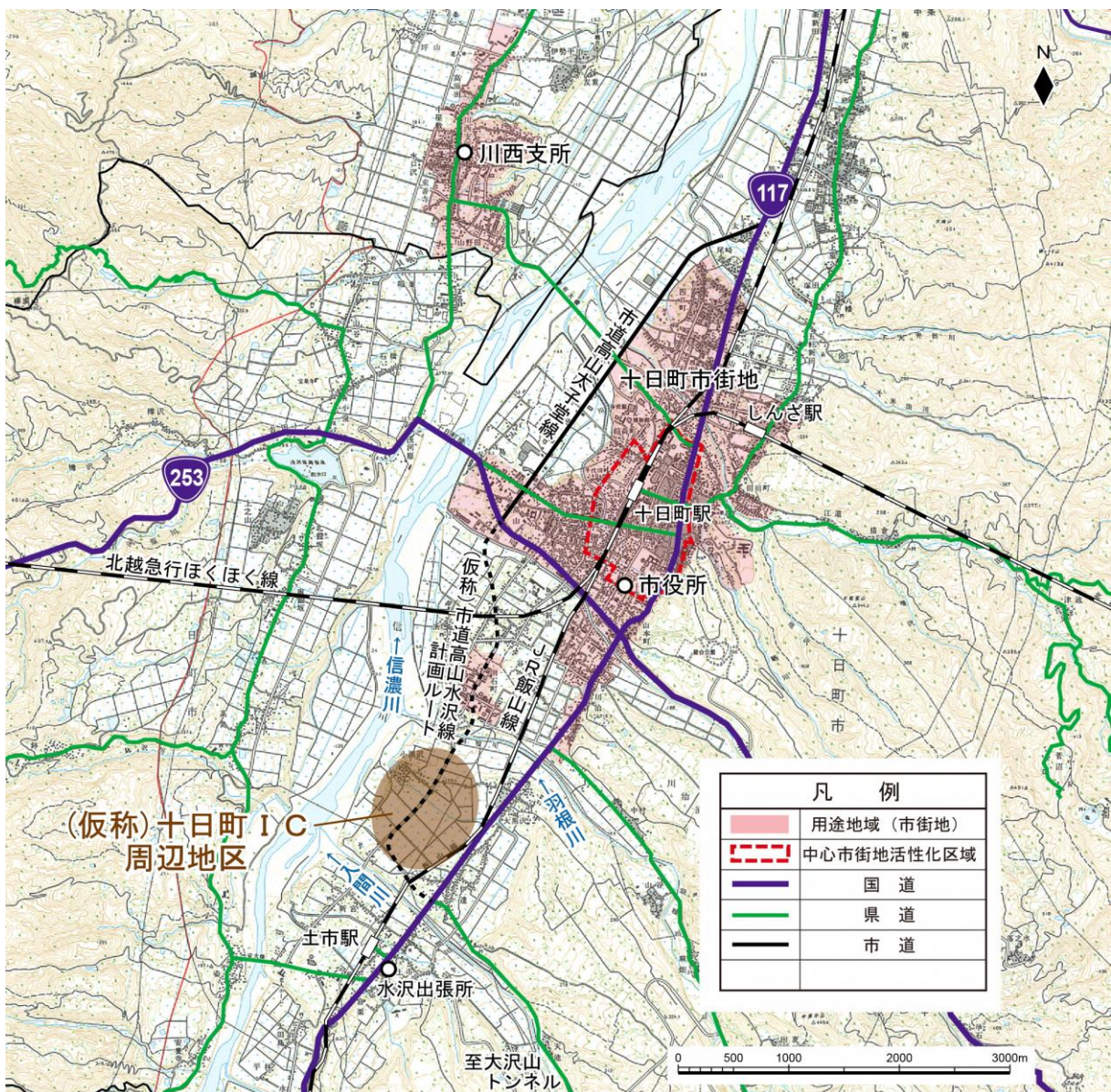
出典：市報とおかまち 平成 29 年 8 月 10 日号

Ⅱ 十日町 IC 周辺地区の地理的条件

上越魚沼地域振興快速道路の十日町 IC は、東西は国道 117 号と信濃川の間、南北は入間川と羽根川に囲まれたエリアが想定されています。よって、十日町 IC 周辺土地利用基本構想を策定するエリアも同位置として検討を行います。

また、十日町市では国道 117 号と並行する市道高山太子堂線を南側に延伸させる（仮称）市道高山水沢線の整備を進めています。この道路は国道 117 号のバイパス機能を担い、他の国道や県道を結び、十日町 IC に直接乗り入れできる主要な幹線道路となる予定です。

このように十日町 IC 周辺地区は、市の中心部に位置しており、東西南北を結ぶ主要な幹線道路の結節点に位置し、アクセス条件に恵まれた地域となる予定です。

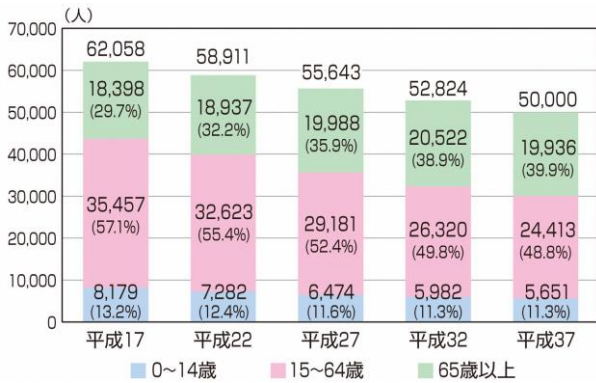


図Ⅱ-1 上越魚沼地域振興快速道路十日町 IC 周辺地区の位置

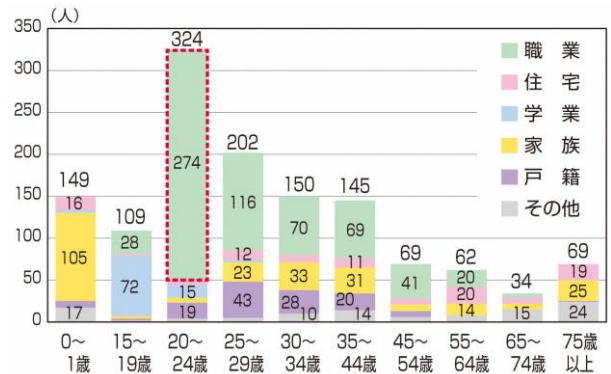
Ⅲ 十日町市の状況

1 人口動向

- ・ 少子高齢化や人口減少が進行し、平成 37 年の人口は約 5 万人、65 歳以上人口は約 4 割になると想定されます。
- ・ 十日町市から転出する人口の内訳をみると、若年層の職業理由が最も多くなっています。



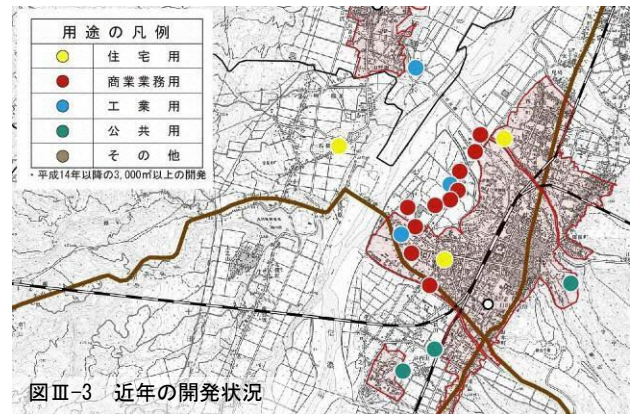
図Ⅲ-1 将来年齢3区分別人口の推計



図Ⅲ-2 年齢別理由別転出人口 (H26.10~H27.9)

2 市街化動向

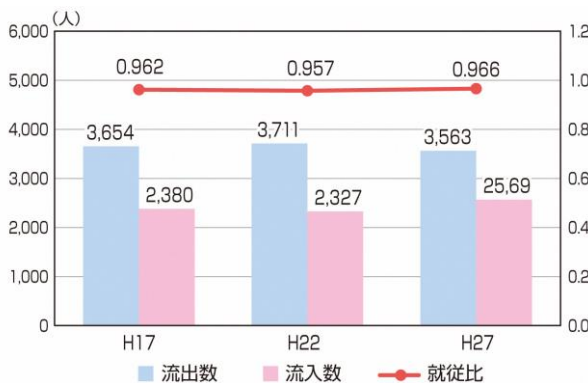
- ・ 開発許可申請箇所から、大型の開発は市道高山太子堂線沿線に集中しており、市街地（用途地域）外縁部での商業開発が活発となっています。



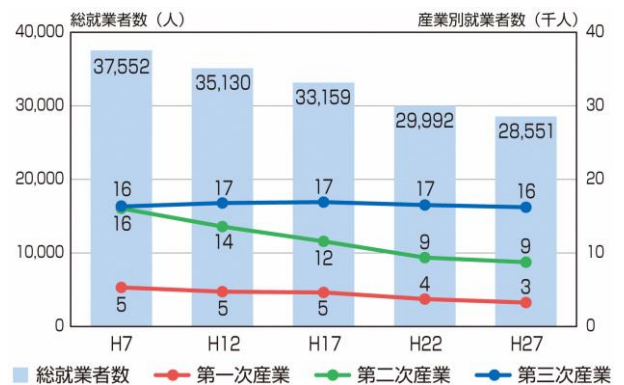
図Ⅲ-3 近年の開発状況

3 産業

- ・ 市内に居住する就業者数が減少しています。
- ・ 第1次・2次産業の就業者数・比率が低下し、第3次産業は就業者数が横ばい傾向となっています。
- ・ 就業者の市外への流出が流入を上回っています。



図Ⅲ-5 就業者の流入状況
出典：国勢調査



図Ⅲ-4 総就業者数・産業別就業者数の推移
出典：国勢調査

就従比 = 従業地就業者 / 常住地就業者

常住地就業者（十日町市内に住む就業者）に対する従業地就業者（十日町市内で従業する就業者）を示す値であり、1.0を下回った場合、市外から来る就業者よりも市外へ出て働く就業者が多い傾向となる。

IV 上位計画と十日町 I C 周辺地区における現況の土地利用状況

1 第二次十日町市総合計画

【目指すまちの姿】：選ばれて 住み継がれるまち とおかまち

【未来戦略（抜粋）】

戦略2 十日町市への人の流れを加速します

- ・大地の芸術祭の里ブランドの構築並びに外国人誘客を推進するため、観光関連施設の整備や情報発信、受入体制を強化します。
- ・観光分野にとどまらず、農業体験、スポーツ交流、国宝・火焰型土器を中心とする縄文文化などの様々な地域資源を活用し、さらなる交流の拡大を図ります。
- ・移住に必要な情報を的確に発信し、移住施策を積極的に推進します。

戦略3 新しい力で産業を活性化します

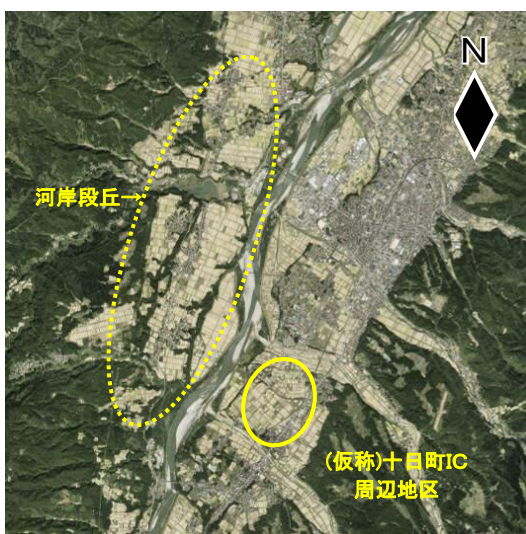
- ・事業の継続、発展、展開の場の創出に向け、人材の確保や育成に向けた取組を支援します。
- ・創業にチャレンジする若者などを積極的に支援し、相談窓口設置やサポート体制の充実を図るとともに、新規事業展開する事業者を支援し、売れるものづくりや販路の開拓を推進します。
- ・担い手や後継者が安心して営農できるよう、関係機関と連携し、経済的・技術的な支援の充実を図り、積極的な情報発信により就農希望者を呼び込みます。

戦略4 再生可能エネルギーを最大限創り出します

- ・公共施設を中心に、バイオマスや水力、地熱などの地域資源の活用を積極的に推進します。
- ・消費するエネルギーについては、再生可能エネルギーに転換するよう、ペレットストーブや太陽光発電、燃料電池などの導入を促進します。

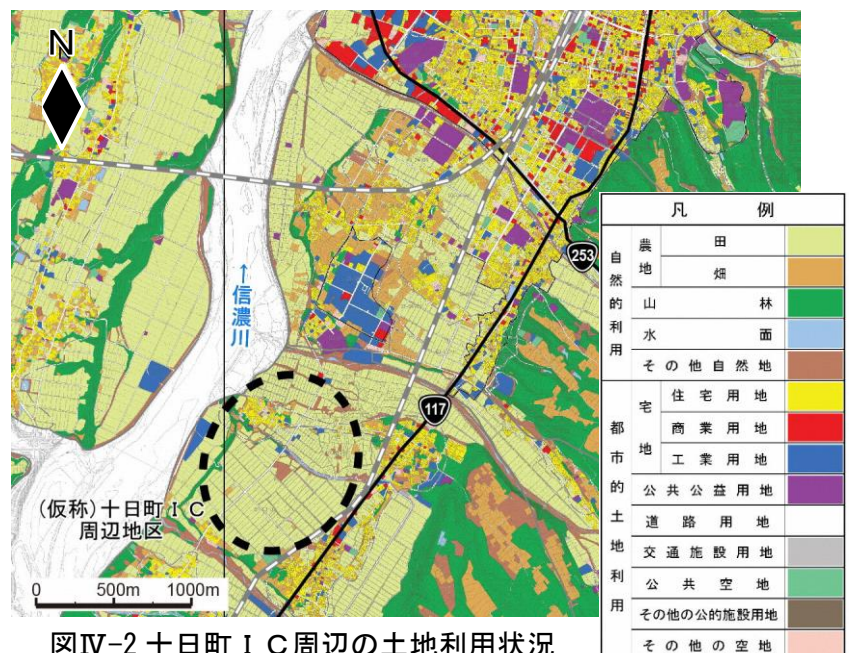
2 十日町 I C 周辺地区における現況の土地利用状況

- ・ I C 周辺地区は信濃川右岸の河岸段丘上に位置し、西側の対岸においても河岸段丘が形成されており、特徴的な景観を眺望することができます。
- ・ I C 周辺は、主に水田等の農用地としての土地利用がされており、地区の西側で既存集落の形成もみられます。



図IV-1 十日町全域航空写真

資料：十日町市公開地理情報



図IV-2 十日町 I C 周辺の土地利用状況

資料：十日町市都市計画基礎調査

V 十日町市の課題

【人口動向】

- 人口減少が加速する中、市民の暮らしを維持するためには、これまで以上に人口減少を抑制する施策を講じる必要があります。
- U、I、Jターンの促進により若者の減少を抑制するとともに、地域経済や活力を維持する必要があります。

【市街化動向】

- 市街地の拡散と低密度化を抑制し、一定の範囲内での都市的土地利用を促進するコンパクトなまちを形成する必要があります。
- 無秩序な開発等の拡散を抑制し、集中的な投資により魅力と賑わいのある拠点形成を図る必要があります。

【産業】

- 総就業者数が減少する中、市外への流出超過の傾向を抑制するため、市内での魅力的な就業の場の確保と就業環境の改善を図る必要があります。
- 市全体の活力や地域経済を高めていくため、既存産業の振興や新たな産業の創出など、産業全体の底上げを図る必要があります。
- 基幹産業である農業や繊維工業、近年業績を伸ばしている食品製造業などは、地域産業のシンボルとして振興を図る必要があります。

【交流】

- 市内に分布する交流資源どうしの連携など、魅力化を図るとともに、観光情報を発信する拠点づくりが必要であります。
- 都市型観光（グルメ、農産物や地場製品の販売）など、新たな交流資源の発掘・整備により、市の観光を強化することが望まれます。
- 国際的な観光資源を交流拡大に活用し、インバウンドを積極的に推進する必要があります。

【行政及び市民生活】

- 厳しい財政状況と人口が減少する中、地域バランスも考慮した公共施設の統廃合や再編が望まれます。
- 全ての市民が医療や買物などの必要な都市サービスを楽しむ環境づくりが望まれます。

【十日町IC周辺地区】

- IC周辺地区一帯は農振農用地区域に指定される優良農地となっていることから、今後とも開発される地区以外は、営農環境の維持を図っていく必要があります。
- 水辺環境に恵まれ、信濃川と一体となった河岸段丘の景観が特徴的な地区であり、これら自然環境を保全するとともに交流資源として活用する必要があります。

VI 十日町市の魅力ある資源や強みを生かす

上越魚沼地域振興快速道路を活用し、広域的な視点で見た十日町市の「資源や強み」をさらに高めます。

【広域的視点からの十日町市の資源や強み】

■ 地理的条件

- ・ 南北軸（R117、JR 飯山線）と東西軸（R253、ほくほく線）の2つの軸の結節点
- ・ 新幹線や高速道路などの主要な交通軸から距離があるものの、その他の鉄道や道路の交通基盤に恵まれ、今後は上沼道整備により東西軸のアクセスが充実する
- ・ 2つの新幹線駅（上越新幹線越後湯沢駅、北陸新幹線飯山駅）へ直接のアクセスが可能

■ 交流資源

- ・ 県内初の全国でも珍しいスポーツコミッションの設立や、スポーツ基盤などが充実
- ・ 大地の芸術祭に代表される全市を挙げての国際的で芸術性の高い地域
- ・ 東南アジアからの雪国体験ツアーなど、雪をテーマにしたインバウンドを推進

■ その他特性

- ・ 地場産業である繊維産業やきものに関連した産業、「へぎそば」などの食品産業等の生産基盤が存在

【強みを生かすための方策】

■ 十日町市の特徴を活かした交流の拡大

- ・ 大地の芸術祭、スポーツコミッション、雪、豊富な自然資源や食、文化、人など、十日町独自の地域資源を活用した交流の拡大

■ 広域ネットワークを活かしたインバウンドの拡大

- ・ 広域ネットワークを活かした大地の芸術祭、雪、きもの、コシヒカリなどの活用
- ・ 県内はもとより富山県、長野県、群馬県等と交通網を生かした広域観光の連携を行うことで、県内外からの観光客やインバウンドを拡大

■ 地域産業の振興

- ・ 農業や繊維産業、食品産業など既存の産業の技術を活かした産業の振興
- ・ 地域資源を活かして誘客を促進する観光ビジネスの振興

Ⅶ 十日町 I C 周辺地区と主な観光資源等



Ⅷ 土地利用基本構想の目標と基本方針

1 土地利用基本構想の目標

大地の恵みが織りなす田園空間

2 I C周辺地区の基本方針

【求められる機能】

(1) 地域経済の活性化に貢献する機能

子育て世代等の定住確保や若者の転出の抑制、また基幹産業（農業、繊維産業など）の振興と新たな産業の創出など、産業の活性化に資する機能の誘導を図ります。

(2) 市民の生活環境の改善に貢献する機能

市民の雇用環境の改善に資する機能とともに、快適な生活を支援する都市基盤の整備、防災にも配慮した機能の誘導を図ります。また、公共交通など市民の日常生活を支援する環境づくりを図ります。

(3) 交流拡大に貢献する機能

インバウンドを含めた遠方からの多くの来訪者を受け入れるとともに、十日町市の魅力をアピールし、交流人口の拡大に資する機能の誘導を図ります。

(4) 交通拠点としての役割を発揮する機能

交通拠点性の高い地区であり、かつ、市全域からアクセスしやすく、広域からの玄関口に位置する優位性を十分に活用して、休憩、観光、広域防災などの機能の誘導を図ります。

【配慮する事項】

(5) 集中的かつ効率的な整備

循環社会への配慮や自然環境との調和のため、必要最小限のコンパクトな範囲内で効率的・効果的な土地利用を図り、維持管理コストの低減にも配慮します。

(6) 先端技術の活用

I C T^{※1}、I o T^{※2}、A I^{※3}などの先端技術を活用し、労働不足の解消や高齢者の健康増進など、地域の課題解決や豊かな暮らしの形成につなげます。

(7) 地域資源の活用

地域に残る自然環境や景観、雪国の暮らし、きもの産業などの地域独自の文化や大地の芸術祭、雪まつりなど地域に定着したイベントとの連携など、地域資源を有効に活用します。

(8) 環境への負荷軽減

市では平成25年度を基準とし平成37年度末に温室効果ガスを43%削減する目標を掲げています。当地区においても市民・事業者・市が一体となり、地域をあげて地球温暖化対策を推進していく必要があります。

(9) 導入機能の分担

中心市街地を集積することが適切な機能や、I C周辺地区の景観・環境形成の観点などから他地区に集積すべき機能は、適切な地区への導入を図ります。

※¹I C T：(Information and Communication Technology) 単純な情報通信技術を表す「IT」に、コミュニケーションの概念が加わったもの（遠隔地での医療技術など）。

※²I o T：(Internet of Things) すべての「モノ」がインターネットにつながり、情報交換ができる仕組み。

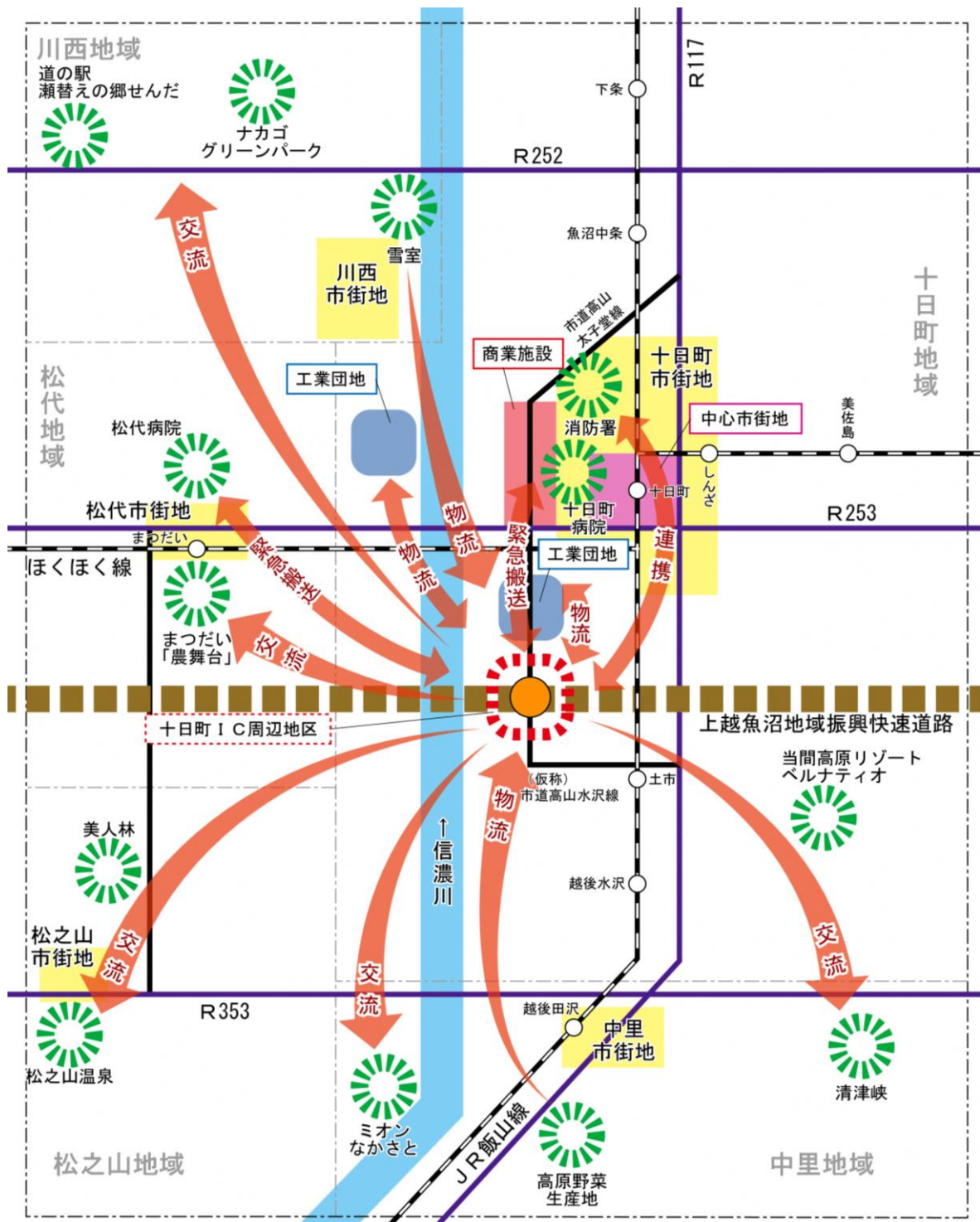
※³A I：(Artificial Intelligence) 人口知能。人間が使う自然言語の理解、経験学習等を行うコンピュータプログラム。

3 IC地区と周辺地域との機能連携

十日町IC地区は十日町市街地に近く、また国道117号、253号や（仮称）市道高山水沢線などの主要な幹線道路による交通アクセスに恵まれています。

必要な機能をIC地区にすべて集積するのではなく、アクセスの優位性を最大限活かし、周辺地域に点在する魅力ある資源や機能の情報発信・連携・誘導を行い、十日町市全体の活力の向上を図ります。また、アクセスを活かした物流機能などは、IC地区の環境や特性に配慮し、主要道路に近接する既存工業団地の活用や規模の拡大などを検討します。

このように、十日町市の周辺地域の持つ特性や魅力の向上を図るとともに、市全体として効果的で効率の良い都市を創り出します。



Ⅸ 十日町 IC 周辺地区に導入する機能

土地利用基本構想の目標と基本方針を踏まえ、休憩・観光振興・レクリエーション・環境保全・産業振興に係る機能を導入します。

休憩

【広い駐車場】

- ・大型バスの駐車も可能な駐車場を設置し、冬期間の除雪で発生した雪は地場産物を貯蔵する「雪室」などに活用します。
- ・道路利用者の便利施設として従来の給油施設に加え、次世代自動車のエネルギー供給施設を設置します。



【交通のターミナル】

- ・広い駐車場を各種イベント時等のシャトルバス発着所として利用します。
- ・路線バスや巡回バスなどで IC 周辺施設を利用する市民のための停留所を整備します。

観光振興

【観光や地域情報の発信】

- ・豊かな自然環境を活かした信越トレイルや信濃川ラフティング、キャンプなどのアウトドア観光、大地の芸術祭や着地型観光などの情報の発信と提供を行います。

【農業や雪国アウトドアスポーツなどの体験】

- ・地元農家と連携して農産物の収穫やそば打ちなどの体験メニューを提供します。
- ・冬期間は一面雪景色となる周辺農地を利用して、かまくらを模した雪中キャンプ、スノーシューやスノーモービルなどのウィンタースポーツ体験を提供します。

レクリエーション

【イベントや災害に対応できる広場】

- ・ IC 周辺の特徴である大河信濃川や河岸段丘などの地形、景観を最大限に活かし、飲食・販売・体験・情報案内施設などと融合した空間を形成します。
- ・市の中心部に位置し、周辺部からのアクセスに恵まれた立地条件を活かし、屋外イベントなどが開催できる広場を整備します。
- ・子供たちがのびのび遊べる屋外空間とします。
- ・道路網などの立地条件から、災害時における支援物資の受け入れ供給拠点とすることや、自衛隊などの支援組織の活動拠点やヘリポートなどの防災機能としての活用も想定します。



環境保全

【景観・環境保全への配慮】

- ・信濃川や河岸段丘、水田、当間山をはじめとする美しい景観にマッチする建物や施設を配置します。
- ・雪などの自然エネルギーを活用した地域エネルギーシステムを導入し、環境にやさしいモデル地域とします。

産業振興

【郷土料理の提供】

- ・地元食材を使った郷土料理など、ここでしか食べられない食品を提供するレストランを整備します。
- ・地元食材の魅力を引き出す新たな料理などを開発・研究・提供する工房も兼ね備えます。



【地場産品の販売】

- ・地元農産物や地酒などの特産物を販売するファーマーズマーケットや、エリア内の雪室で熟成された高付加価値商品を販売するマーケットを整備します。
- ・地元産品を全国にお届けするネットショッピング機能も整備します。

【環境配慮型の研究機関や産業施設】

- ・雪を利用した「冷却」や「保存」の効果を活用できる産業を誘致します。
- ・雪、水、農、エネルギーに関連した研究機関や企業を誘致します。

【物流機能】

- ・物流施設をはじめとする大型の企業誘致などは、IC 周辺の自然や景観、優良な農地などに配慮して、アクセス道路を活用した既存の工業団地等の利用や用地の拡大などを検討します。

X 十日町 I C 周辺地区における土地利用規制・誘導方法

十日町 I C が建設されることで周辺地区の交通利便性等が向上し、それに伴い乱開発による地域の環境破壊を招くおそれがあります。周辺の自然環境への影響を考慮して、必要最小限の区域で効率的・効果的な開発を誘導することが望まれるため、適切な規制や誘導策が必要です。

目的	規制・誘導手法等	手法の概要とねらい
乱開発を防ぎ、周囲の営農環境を保全する	農振農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な優良農地を保全することにより、夏は田園風景として癒しの空間となり、冬は雪原を利用した広大なイベントスペースとしての効果が期待されます。 <p>【農業振興地域の整備に関する法律 第13条】</p>
地区内の秩序ある土地利用を形成（適した建物や施設を誘導）する	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地としての位置づけのもと、環境悪化のおそれのある工場や風俗施設など、地区の目的にふさわしくない建物の建築を規制します。 ・I C 周辺地区においては、用途地域と併せてより詳細な建物規制が可能な「地区計画」を併用することで、休憩施設や飲食店、直売所などを誘導しつつ、大規模店舗などの立地を規制することが可能となります。 <p>【都市計画法 第8条】</p>
	都市施設としての計画決定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公園をつくることを宣言するとともに、計画区域内の建物について一定の規制（都市計画法 53 条）をかけることで、用地の確保などを行います。 ・道路や公園などの公共施設の配置が担保され、地区内の交通やレクリエーション活動を都市計画の視点で支援します。 <p>【都市計画法 第11条】</p>
地区内の建物の建築形態や景観等についてのルール化を図る	景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の色彩、位置、高さ等の規制により、十日町の雪のイメージや周囲の田園景観に調和した景観づくりが期待されます。 ・河岸段丘の眺望を阻害する建物のない、景観の美しい地区づくりが期待されます。 <p>【景観法 第8条】</p>
	地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公園などの公共施設が整い、誘導する施設が配置された整然とした地区づくりが期待されます。 ・建物の用途、形態、色彩、壁面の位置、高さの上限、かき・さくなどの規制・誘導により、緑豊かで美しく、活動しやすい地区づくりが期待されます。 <p>【都市計画法 第12条の4】</p>

XI 策定の経緯と今後の展開

1 策定の経緯

年月日	開催名	概要
H28. 12. 22	第1回地元組織意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ●目的、スケジュール等の説明 ●I C開設に関する期待や不安、地区の意向について意見交換
H29. 1. 27	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●上沼道計画の説明 ●土地利用計画の目的、各課での作業内容の説明 ●十日町市の現状と課題
H29. 2. 16	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●I C周辺地区に導入すべき機能について検討
H29. 4. 13	十日町市都市計画審議会 長:長岡技術科学大学中出副 学長からの助言	<ul style="list-style-type: none"> ●十日町市の都市構造からみた、I C周辺土地利用のあり方 ●中心市街地とI C周辺機能のあり方
H29. 4. 25	経済団体等事前説明会	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用計画の目的、策定スケジュールの説明 ●経済界としての土地利用に対する提案および意見
H29. 7. 5	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●各団体からの意見に基づき、I C周辺地区に導入すべき機能のまとめ ●計画全般について検討、確認
H29. 9.	地元組織、経済団体等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用計画（素案）の説明 ●素案に対する意見聴取

2 今後の展開

上越魚沼地域振興快速道路は、平成29年度に八箇峠道路の野田I Cと八箇I C間が供用開始されるとともに、八箇I Cより先の十日町I C側は道路のルート帯の提示が行われようとしています。

十日町市としては早期に十日町I Cの位置とその先の上越方面へのルートの提示について国県などの中央機関に積極的に働きかけを行っていく方針としています。

この十日町I C周辺土地利用基本構想は、I Cが予定されている地域の特性や環境を把握したうえで十日町の魅力が向上する土地利用の基本方針を定めたものであります。今後上越魚沼地域振興快速道路のルートとI Cの位置が決定した時点で、より具体的な基本計画を策定していくことを考えています。